

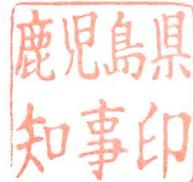
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市博多区奈良屋町14番3号  
 氏 名 株式会社西興  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 田原直幸

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年 9月11日  
 許可の有効年月日 令和12年 9月10日

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、鉱さい、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、13号廃棄物

以上15種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成20年9月11日	
更新許可	平成25年9月11日	
変更許可	平成27年1月19日	取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥、廃油、鉱さい、ばいじん、動植物性残さ、13号廃棄物」を追加

変更届出	平成29年10月20日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「金属くず（自動車等破碎物を除く。）」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	平成30年9月11日	
変更届出	令和5年8月21日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	令和5年9月11日	
優良認定	令和5年9月11日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・

#### 備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。